

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月22日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表生涯学習課の部文化振興係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。